



2026

最近のトピックも踏まえた株主総会

2025年12月～2026年1月総会約250社の事例紹介

丸の内総合法律事務所

MARUNOUCHI SOGO LAW OFFICE

最近のトピックに関する記載



生成AIを含むAIに対する関心が引き続き高いため、AI搭載製品の販売等、自社製品でのAI導入をアピールするだけでなく、社内におけるAI活用に関して言及する例もある。

近年、情報技術の進歩により生成AI（ChatGPT等）やAI=OCRなどの活用が進み、文章・画像の生成や文字認識の精度が大幅に向上しています。当社でもこれらの技術を積極的に取り入れ、システムおよびサービスの展開を進めてまいります。

情報企画

自社開発のSNS運用支援ツールに生成AIによる投稿文作成機能を追加し、より質の高い運用を少ない工数で可能とする機能開発に継続して取り組んでおります。

ラバブルマーケティンググループ

生成AI等を活用した業務効率化や業務削減を実施することで営業効率を高め、様々な原価削減施策を実施したことで利益率が向上し、売上高・売上総利益ともに前年比で増加いたしました。

マイクロアド

政府主導の賃上げが行われている中で、自社の賃上げの状況や賃上げによる影響（マイナスの影響）に言及する例もある。

既存従業員への還元・急激な物価上昇等への対応として平均給与を引き上げるなど、「人的資本経営」を重視することによるオーガニック成長を推進してまいりました。

ヒューマンクリエーションホールディングス

世界的な物価上昇が続く中、政府や経団連の賃上げの呼びかけもあり、国内の平均賃金は上昇しています。このため、当社の高付加価値事業の拡大に先行して賃上げが必要であることから一時的に収益性が低下する懸念があります。

アビスト

販売費及び一般管理費は、給与水準の引き上げや人員増強による人件費の増加、・・・などにより前連結会計年度比14.1%増の5,462百万円となりました

フィンテックグローバル

2025年春闘においては、2024年春闘を上回る高水準の賃上げが実現し、2年連続で定昇込み5%台の賃上げとなり、定昇除く賃上げ分は過年度の物価上昇を概ね上回ったものの、実質所得の改善は限定的に留まりました。

ギフトホールディングス

近時の米大統領による関税や米国・中国間の対立、又はそれらに起因するサプライチェーンや事業方針の影響等について、日本経済一般に対する影響を概括的に記載する例が多く見られる中、以下のように比較的詳細に記載する例も見られた。

フラットパネルディスプレイ業界におきましては、中国の『消費財買い替え推進政策』によりテレビ販売が下支えされた一方、米国の関税引き上げを見越した調達動きは落ち着きをみせ、緩やかに上昇していた液晶パネル価格は、第3四半期から第4四半期にかけて緩やかに落しました。

エスケーエレクトロニクス

ポテンシャルの高い海外市場に向けた水産物の事業展開を図るための米国出店について、米国における関税制度及び行政機関の混乱により悪影響は生じるものの、2店舗目開業に向けた準備を進めております。

東京一番フーズ

当社グループの猟銃事業に係る資産グループでは、米国の通商政策による関税引き上げに伴う値下げ要請の影響や原材料価格の高騰等における製造原価上昇分の全てを来期の販売価格に転嫁できない見込みであること...を踏まえ、事業活動から生じる損益計画を見直し、当連結会計年度において、将来の回収可能性を検討した結果、猟銃事業に供する固定資産（建物・構築物・機械装置等）の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損処理を行いました。

エイケン工業

グロース市場上場会社に、機関投資家の投資対象となり得る規模への早期の成長を促すこと等の観点から、グロース市場の上場維持基準等について見直しが行われることとなり、これに関して言及する例が見られた。

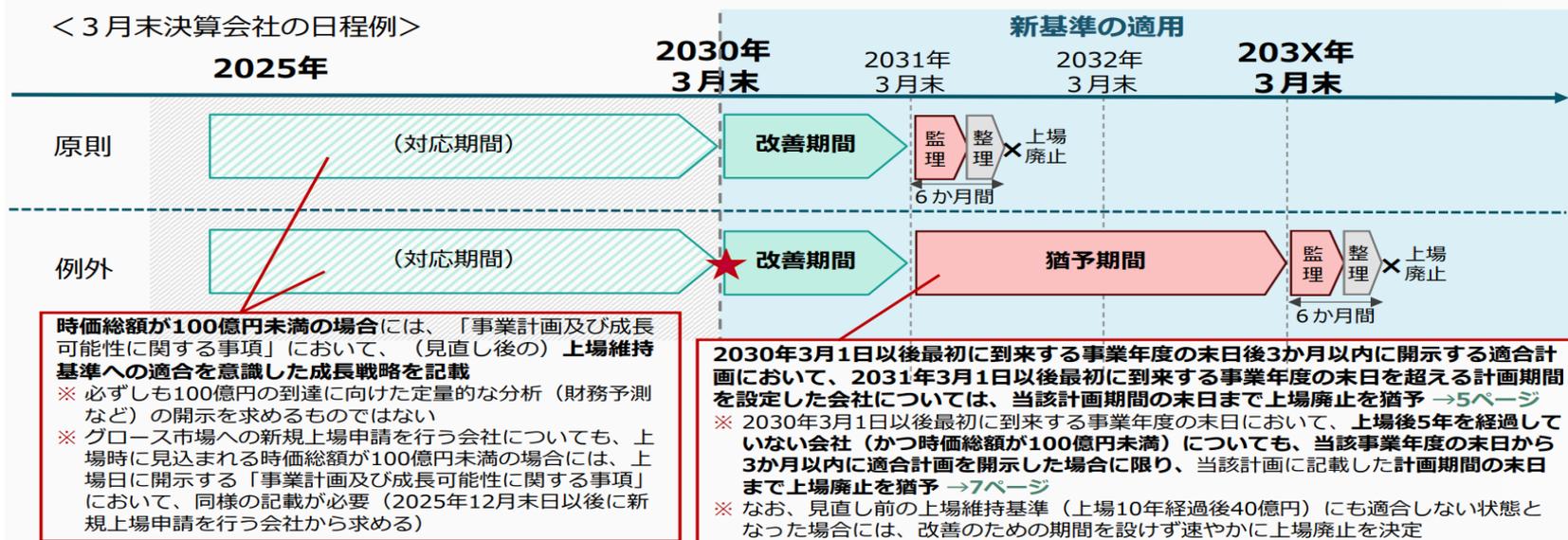
【グロース市場の上場維持基準の見直し】

グロース市場の上場維持基準の見直し



- ◆ 上場維持基準を、「上場5年経過後 時価総額100億円以上」へと見直し
(現行： 上場10年経過後 時価総額40億円以上)
- ◆ 2030年3月1日以後最初に到来する事業年度の末日から適用
 - 1年間の改善期間内に基準に適合しなかったときは、監理・整理銘柄指定期間を経て上場廃止
 - ただし、追加期間を設けて基準への適合を目指す計画を開示した場合には、当該計画に記載した計画期間の間、例外的に上場を可能とする(計画期間の期限は定めない)

<3月末決算会社の日程例>



© 2025 Japan Exchange Group, Inc., and/or its affiliates

出典：日本取引所グループHP ([グロース市場の上場維持基準の見直し等について | 日本取引所グループ](#))

グロース市場の上場維持基準の見直しに関する言及例として、他にも以下のようなものがある。

当社は、2025年5月15日にKGIを「2030年9月期までにROE30%を達成、維持継続」に変更しました。これは、東京証券取引所グロース市場の上場維持基準の変更計画に伴い、2030年9月期までに時価総額100億円を超える規模に成長させ、持続性のある成長基盤を築くために行いました。

ピー・ビーシステムズ

2030年からの東証グロース市場の上場維持基準厳格化（上場後5年で時価総額100億円）（出所：東京証券取引所「グロース市場の上場維持基準の見直し等の概要」（2025年9月26日））に伴い、上場準備期間が長期化し、成長のための追加資金調達ニーズや、未上場株式を保有する株主の流動性確保ニーズがますます高まると考えております

FUNDINNO

バーチャル総会



バーチャル総会の実施企業数はここ数年横ばいとなっており、大きな変動は認められない。

2023年12月～2024年1月総会

	バーチャル オンリー	バーチャル (出席型)	バーチャル (参加型)	オフライン	合計
プライム	3	0	13	51	67
スタンダード	0	0	2	107	109
グロース	4	0	6	71	81
全体	7	0	21	229	257

2024年12月～2025年1月総会

	バーチャル オンリー	バーチャル (出席型)	バーチャル (参加型)	オフライン	合計
プライム	3	1	9	47	60
スタンダード	0	0	2	107	109
グロース	5	1	5	75	86
全体	8	2	16	229	255

2025年12月～2026年1月総会

	バーチャル オンリー	バーチャル (出席型)	バーチャル (参加型)	オフライン	合計
プライム	5	2	11	46	64
スタンダード	0	0	1	112	113
グロース	3	0	4	74	81
全体	8	2	16	232	258

電子提供措置



各社が電子提供する書面・電子提供しない書面を選別しているが、依然とフルセットデリバリーを続ける会社も多い。冊子で提供する書面の範囲の選択について具体的な理由を記載する例や、その範囲を図示する例がある。

① 環境配慮と適切な情報提供の両立を理由とする例

当社では、紙資源の削減と議決権を行使いただくうえで必要な情報提供を両立するため、書面交付請求をされていない株主様には株主総会参考書類及び事業報告の一部を抜粋した資料（サマリー版）をお届けしています。

セルソース

② 混乱回避を理由とする例

株主総会資料の電子提供制度が導入されましたが、当社は株主様の混乱を避ける観点から、書面交付請求の有無に関わらず、一律に従前どおり本通知を書面でお送りしております。

三洋貿易

株主総会資料の電子提供制度が導入されましたが、当社は株主様の混乱を避けご不便の無いようにといった観点から、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に従前どおり書面でお送りしております。

マミーマートホールディングス

③ 招集通知の目次において冊子で提供する範囲を示す例（左側赤色部分）

目次	
冊子で株主の皆さまへ送付	第79期定時株主総会招集ご通知…………… 2
	株主総会参考書類
	第1号議案 剰余金の処分の件…………… 6
	第2号議案 取締役3名選任の件…………… 7
	事業報告
	① 企業集団の現況に関する事項…………… 9
	② 株式の状況…………… 16
	③ 会社役員に関する事項…………… 17
	④ 会計監査人に関する事項…………… 23
	⑤ 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを 確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制…………… 24
	⑥ 業務の適正を確保する体制の運用状況…………… 26
	連結計算書類…………… 27
	計算書類…………… 30
	監査報告書…………… 33
	トピックス…………… 巻末
	株主メモ…………… 巻末
	株主総会会場ご案内図…………… 巻末
	ウェブサイトに掲載

合理的な配慮



2024年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が改正され、事業者に対しても合理的配慮の提供が義務化されている。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、**社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮**をしなければならない。

これに伴い、近年、招集通知において、株主総会における環境整備の状況について記載する例が増えている。

合理的な配慮に関する記載状況

	2024年12月 ~2025年1月総会	2025年12月 ~2026年1月総会
プライム	4	7
スタンダード	1	5
グロース	0	2
全体	5	14

合理的な配慮に関して、招集通知に次のように記載する例がある。

【お体が不自由または障がいのある株主様へ】

お体が不自由または障がいのある株主様は、ご同伴者様との同席が可能です。
また、車いすのサポート、座席やお手洗いへの誘導等が必要な場合は、事前に連絡をお願い申し上げます。

フリークアウト・ホールディングス

会場での移動やご着席にあたり特別なサポートが必要な株主様は、円滑なご案内をさせていただくため、事前にご連絡いただけますようお願い申し上げます。

I M V

お体の不自由な株主様の同伴の方、盲導犬、聴導犬及び介助犬等をご入場いただけます。

アンビスホールディングス

車いす等でのご来場の株主様には、会場内に専用のスペースを設けております。ご来場の際には、会場スタッフがご案内いたします。

キャピタル・アセット・プランニング

有価証券報告書の事前開示



投資家の意思決定に必要な時間を十分確保し、定時株主総会での議決権行使に役立てる観点から、2025年3月28日付けで金融庁より、有価証券報告書の事前開示が要請された。
これを受けて有価証券報告書の総会前開示を行う企業が大幅に増加している。

【有価証券報告書の事前開示の要請】

令和7年3月28日

金融商品取引所上場会社 代表者 殿

金融担当大臣 加藤 勝信

株主総会前の適切な情報提供について（要請）

有価証券報告書には、役員報酬や政策保有株式等のガバナンス情報等、投資家がその意思を決定するに当たって有用な情報が豊富に含まれており、上場会社においては、投資家が株主総会の前に有価証券報告書を確認できるような限り配慮することが望ましいと考えられます。

この点、有価証券報告書の提出は、本来、株主総会の3週間以上前に行うことが最も望ましいと考えられますが、多くの上場会社がただちにこうした対応を行うことには実務上の課題も存在すると承知しており、現在、金融庁では、官民の関係者と連携し、企業負担の合理的な軽減策を含め、課題の洗い出しや対応策の検討等を行っているところです。

他方、足元の有価証券報告書の提出状況を見ると、株主総会同日又は数日以内の提出が9割以上を占めていることから、現状でも、株主総会の前日ないし数日前に提出することには日程上の大きな支障はないのではないかと考えられます。これまで株主総会前の開示に取り組んでいない上場会社におかれましては、有価証券報告書を株主総会前の望ましい時期に開示する取組を進めるための第一歩として、今年から、まずは有価証券報告書を株主総会の前日ないし数日前に提出することをご検討いただくようお願いいたします。

なお、金融庁としては、2025年3月期以降の有価証券報告書の提出状況について実態把握を行い、有価証券報告書レビューの重点テーマ審査において株主総会前の提出を行わなかった場合の今後の予定等について調査を行うなどの対応を検討してまいります。

<参考>

有価証券報告書の提出状況（2023年4月期～2024年3月期決算）	金融庁調べ				
	総会同日	総会+1日	総会+2日	総会+3日	母数
会社数	1,750	1,571	104	297	3,900
累計比率	45%	85%	88%	95%	—

※ 株主総会前に有価証券報告書を提出している会社は57社（1.5%）。

以上

2025年12月～2026年1月総会 有価証券報告書の事前開示状況

	実施社数	割合
プライム	51	79.7%
スタンダード	69	61.1%
グロース	44	54.3%
全体	164	63.6%

スキルマトリックス



CGコードの補充原則4-11①の影響もあり、役員選任議案がある場合にスキルマトリックス図を記載する例が多く見られる。

① 独自の項目を設けている例（スキルや経験をより具体化するもの）

<ご参考> 取締役および監査役の専門性と経験（スキルマトリックス）

本招集ご通知記載の候補者を原案通りにご選任いただいた場合の取締役および監査役のスキルマトリックスは以下の通りとなります。

■当社グループが取締役および監査役に期待する専門性

※各取締役および監査役が保有するスキル等のうち、主なもの最大8つに●印をつけています。

氏名		舟橋 孝之	川端 久美子	藤本 茂夫
役職		代表取締役 執行役員社長	取締役 執行役員常務	取締役 執行役員
企業経営	経営経験	●	●	●
スピード判断	外部環境の変化に対する瞬時の行動	●	●	●
財務	資金を借りた、集めた経験			●
業績拡大	事業での業績拡大経験	●	●	
新規事業	0から事業を起こした経験	●	●	
コスト削減	業務プロセスの効率化（販管費の削減）		●	
リスクマネジメント	法令順守、社会的責任ルールへの積極的順守		●	●
組織マネジメント	資源配分、人員配置、採用の経験	●	●	●
営業拡大	営業戦略と顧客の開拓、既存顧客の積み増し			
コンテンツ開発	コンテンツ開発の経験	●		●
講師	登壇経験	●		●
コンサルティング	コンサルティングの経験			
IT、テクノロジー	生産性の高い仕組みづくり	●		
海外での事業経験	海外勤務、海外での事業経験			

※上記一覧は、取締役および監査役が有するすべての知識・経験・能力を表すものではありません。

② 独自の項目を設けている例（社風を強調した項目を設けるもの）

取締役スキルマトリックス（本総会において各候補者が選任された場合）

						
氏名	あいのうらいつせい 相浦一成	くまがいまさとし 熊谷正寿	むらまつ りょう 村松 竜	やすだまさし 安田昌史	やましたひろふみ 山下浩史	いながきのりこ 稲垣法子
地位	代表取締役社長	取締役会長	取締役副社長	取締役	取締役	取締役
満年齢	63歳	62歳	55歳	54歳	63歳	55歳
在任期間	25年	21年	21年	9年	7年	4年
GMOイズムの実践（※1）	●	●	●	●	●	●
企業経営	●	●				
IT・セキュリティ					●	
リスク管理						
法務						
財務・会計				●		●
決済代行事業			●			
金融						
グローバル			●			
投資（M&A）			●			
ESG・サステナビリティ			●	●		●

※1 GMOイズムとは、「スピリットベンチャー宣言」をはじめとするGMOインターネットグループにおける社是・社訓の総称です。

GMOペイメントゲートウェイ

③ 選任された場合の主要な会議体での役割を記載する例

(ご参考)

本株主総会後の役員のスキル及び役割 (スキルマトリックス)

議案が原案どおりに承認可決された場合の取締役及び執行役員の属性、重視するスキル及び主要な会議体での役割は以下のとおりであります。

(◎議長、○構成メンバー、△任意参加者)

役職名	氏名	性別	重視するスキル	主要な会議体での役割		
				取締役会	監査等委員会	経営会議
代表取締役 執行役員社長	武川義浩	男	企業経営 業界経験 ESG	◎	-	◎
取締役 執行役員	木下洋	男	財務会計 IR	○	-	○
取締役 執行役員	三橋茂	男	技術 業界経験	○	-	○
取締役 執行役員	小林林広	男	技術 業界経験	○	-	○
取締役 常勤監査等委員	永谷孝俊	男	監査 ガバナンス	○	◎	△
取締役 (社外) 監査等委員	望月篤	男	税務 リスク管理	○	○	-
取締役 (社外) 監査等委員	藤江勇佑	男	法務 リスク管理	○	○	-
執行役員	柏木奈美子	女	IR 業界経験	-	-	○
執行役員	荒木真一	男	HR	-	-	○
執行役員	福島裕文	男	財務会計	-	-	○

コラントッテ

CGコードの補充原則4-11①の影響もあり、役員選任議案がある場合にスキルマトリックス図を記載するほか、そのスキルを選定した理由を記載する例も散見される。

④ 各スキル項目ごとに選定理由を記載する例

各スキル項目の選定理由

スキル項目	各スキル項目の選定理由
企業経営	経営に関する重要事項を決定し、職務の執行状況を監督するにあたり、経営の見識・経験が必要であるため。
内部統制・法務・コンプライアンス	事業活動に伴う様々なリスクを適切に対応し、健全な事業運営の監督を行うための専門的な見識・経験等が必要であるため。
営業・マーケティング	消費者が求める商品やサービスを提供し、効果的なマーケティングを展開するため、営業経験やマーケティング活動に関する知見が必要であるため。
グローバル	企業価値の最大化において、当社ブランドのグローバル展開が今後重要であり、海外の事業マネジメントに関するスキル・知見が必要であるため。
財務・会計	資本効率の向上及び自己資本の充実を図りながら、企業価値向上に向けた持続的な成長投資等を実現するためには、財務・会計の専門性・経験が必要であるため。
製造・品質管理	製造・品質管理は当社の事業領域であることから、製造・品質管理の見識・経験が必要であるため。
人事・人材育成	持続可能な経営基盤の強化を実現するにあたり、人事・人材育成の見識・経験が必要であるため。

コラントッテ

丸の内総合法律事務所

MARUNOUCHI SOGO LAW OFFICE



Marunouchi-sogo

電話(代表) : 03-3212-2541
FAX : 03-3284-1188
事務所HP : <http://www.marunouchi-sogo.com/>
E-mail : info@marunouchi-sogo.com